

## 平成27年度 事業計画

(平成27年4月1日から28年3月31日)

我が国の森林資源が既に成熟期を迎えつつあり、今後、成熟した森林資源の循環利用を進め、持続可能な森林経営を実現することが緊要の課題となっている。

また、昨今、市民・消費者のグリーン意識が高まるなかで、環境に配慮した認証材の供給体制を構築することが重要となっており、一方、日本において人口減少が社会問題化するなかで、今後の木材の需要動向についても懸念され、国産木材の供給力に対応した有効な需要を開発するためには木材輸出をも見据えることが必要であるとの見方が広がっている。

このような情勢の下に、SGEC 認証制度が、PEFC との相互承認の下で、国際標準に準拠した森林認証制度として改革し、社会的認知度を高めるとともに、SGEC認証材が、国際商品としての地位を確保し、市場(消費者)主導型の認証材のサプライ・チェーンを担う体制を構築することが極めて重要となっている。

一方、森林認証制度に対する関心が世界的に高まる中で、2012年開催のロンドンオリンピック・パラリンピックや2016年開催のリオデジャネイロにおいては、競技施設及びその附属施設はすべて森林認証材が使用されており、東京オリンピック・パラリンピックの競技施設及び同附属施設の整備についても、森林認証材の使用を進め、我が国の「木の文化」を継承しつつ、適正な森林の利用・保全を啓発する象徴的な事業として開催されることが強く期待されている。

さて、SGECの現状は、SGEC認証森林面積は約125万haと、未だ日本の全森林面積に対する比率は約5%を占めるにすぎないが、創設以来約十数年が経過し、関係者の方々の努力によりSGEC認証を全国的に展開することができ、森林認証制度としての基礎的な基盤整備がなされた段階にある。

この度、このような背景の下で、SGEC認証制度を国際標準に準拠した森林認証制度への改革を目指して、昨年はPEFC へ加盟し、今年3月27日、必要な手続きを終えPEFC へ相互承認の申請を行った。

平成27年度は、PEFC との相互承認を実現し、SGEC が国際認証制度として発展するための基礎を構築するために次の事項を計画しその実現に努める。

- 1 PEFC との相互承認の実現し国際標準に準拠した SGEC 認証制度の確立とその普及  
PEFC との協議を積極的に進め相互承認を実現し、新 SGEC 国際認証制度としての基礎を構築し、その普及・拡大を図る。
- 2 SGEC 国際認証制度に基づく地域認証材供給ネットワークの普及  
SGEC フォーラムの開催や林野庁の補助事業の実施を通じて、SGEC 国際認証制度の普及・啓発を図るとともに産地と消費地を結ぶ市場（消費者）主導型の国際認証材ネットワーク構築のためのモデルを策定し、その普及を図る。
- 3 東京オリンピック・パラリンピック競技施設整備等に対する森林認証材利用の実現  
2012 年開催のロンドンオリンピック・パラリンピックや 2016 年開催のリオデジャネイロに次いで開催される東京オリンピック・パラリンピックの競技施設及び同付属施設の整備においても森林認証材利用の実現に向けて啓発活動を展開する。
- 4 認証機関の公示の推進  
SGEC 国際認証制度の普及・定着を図っていく上で、認証機関の果たす役割は極めて重要であることから、新制度に基づき認証機関を公募し積極的に公示を行う
- 5 正会員、賛助会員の公募の推進  
SGEC 認証制度の国際化を契機に、SGEC に対する幅広い支援・協力をいただく輪を広げるために、正会員、賛助会員を広く公募する。
- 6 SGEC 国際認証制度の実行体制に確保  
日本 PPEFC 認証管理団体 (NGB) としての事務局体制を確立するとともに、新公示料金の決定等必要な諸文書 (規程) の整備を図る。
- 7 広報活動の強化  
ホームページ、会員季報の活用等を通じた PR, 更には、外部会議、セミナー、講演会等に積極的に参画し、SGEC 認証制度の普及・啓発活動を強化する。

